

# 不 動 産 公 売 広 報

( 期 間 入 札 )

公売実施日 : 令和7年5月29日 (木)

場 所 : 明石市役所

明石市役所西庁舎 2階 税務会議室

明 石 市 総 務 局

税 務 室 納 税 課

明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

TEL (078) 912-1111 (大代表) 内線4231

TEL (078) 918-5016 (直通)

<http://www.city.akashi.lg.jp/>

## 令和7年度5月実施の不動産公売のご案内

公 売 の 方 法	期間入札による
入 札 期 間	令和7年5月20日（火）～ 令和7年5月27日（火）まで
公売保証金納付期限	令和7年5月27日（火） 午後5時00分まで
開 札 日 時	令和7年5月29日（木） 午前10時00分
開 札 場 所	明石市役所西庁舎2階 税務会議室
売却決定日時	令和7年6月19日（木） 午前10時00分
買受代金納付期限	令和7年6月19日（木） 午後2時00分

### 【注 意 事 項】

- 1 公売財産は市税等の滞納者の財産であり、市の所有財産ではありません。  
あらかじめ公売財産の現況、関係公簿等を確認したうえで入札してください。  
なお、売却区分ごとの鑑定資料等を明石市役所納税課で、閲覧することができます。
- 2 現所有者及び明石市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- 3 市は、公売財産の引渡しの義務は負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、前所有者からの鍵などの引渡し等、また使用者又は占有者に対して明渡しを求める等、すべて買受人が行うこととなります。なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 4 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。
- 5 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担（例：マンションの未納管理費など）を引き受けなければなりません。その調査は、買受人の責任で行ってください。
- 6 「公売公告」及び「公売広報」に記載されている公売財産について、**公売を中止する場合があります**のでご注意ください。
- 7 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品、代金の返還を求めることができません。

【問合せ先】 明石市総務局税務室納税課（公売担当）

TEL (078) -912-1111（大代表）

4231（内 線）

TEL (078) -918-5016（直 通）

# 公 売 財 産 一 覧

売却区分 番号	見積価額	公 売 財 産	課税 区分
	公売保証金	不動産の表示（不動産登記簿の表示による）	
7-1	760,000円	所 在 明石市朝霧東町3丁目 地 番 3781番143 地 目 山林 地 積 250㎡	非
	80,000円		

・ 公売財産一覧表の「課税区分」欄は、消費税及び地方消費税の課税、非課税及び混在財産を表示しています。課税区分「課」の財産は、消費税及び地方消費税の課税財産です。

課税区分「非」の財産は、消費税及び地方消費税の非課税財産です。課税区分「混」の財産は、消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在する財産です。

- ・ 入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって売却決定を行います。
- ・ 所有権の移転登記に別途、登録免許税がかかります。

入札に必要な書類を明石市納税課まで請求して頂ければ、当課から、書類一式を送付するとともに、公売保証金の振込口座をお伝えします。